

条例について

1 条例とは

地方公共団体が、管理する事務に関して、法令の範囲内で議会の議決によって制定する法。

* 日本国憲法

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

2 条例でできること

法令に違反しない範囲で義務（「～に努めなければならない」等のいわゆる努力義務を含む）を課し、権利を制限する。

* 地方自治法

第2条第2項 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

【自治会加入を義務付ける条例について】

任意団体である自治会に加入を義務付けることは、憲法第21条第1項の「集会、結社の自由」に違反する。

従って、自治会加入を義務付けることを条例に規定することは法令に違反することとなるため、そのような内容の条例を制定することはできない。